

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社によるリサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可に係る申請等に関する面談」

2. 日 時 : 令和2年12月22日(火) 13時30分～14時30分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

石井企画調査官、古作企画調査官、上石安全審査官、尾崎安全審査専門職、森野安全審査専門職

リサイクル燃料貯蔵株式会社

貯蔵保全部長 他8名

5. 要旨

(1) リサイクル燃料貯蔵株式会社(以下「RFS」という。)から、今後の設工認申請について、配布資料に基づき行政相談があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘した。

- ・ 今回の面談資料は、相談したい内容が不明確であるため、今後は具体的に何を相談したいのかを明確にして相談すること。
- ・ 令和2年9月30日第28回原子力規制委員会資料3を踏まえて設工認対象機器・設備の設工認申請書への記載をグレード分けすることだが、当該資料で設備機器等の重要度について記載した箇所は、添付書類での評価の方針、結果等に対する審査の基本方針であり、申請書本文の記載の程度について整理するのであれば、他施設での運用を参考に改めて考え方を整理すること。
- ・ 考え方を整理するに当たっては、他施設の設工認申請の作成要領を参考にして設工認申請書の記載内容を整理すること。
- ・ 金属キャスクについて、12月10日の面談ではタイプ2をタイプ2Aに変更して申請するとされていたが、タイプ2を残してタイプ2Aを追加するのであれば検査での扱いが変わってくるので、その違いを踏まえた上で方針を整理すること。

(3) RFSから、上記の指摘を踏まえて改めて検討して行政相談を申し出る旨の回答があった。

## 6. 配布資料

- ・ 資料 1－1 設工認対象機器・設備の設工認申請書への記載分類グレード  
の考え方について
- ・ 資料 1－2 設工認設備対象設備整理表
- ・ 資料 2－1 設工認申請書の構成（案）について